

# 事前評価報告書

事業名: 社会へ「いっぽ」を踏み出す基盤づくり事業

実行団体: 一般社団法人いっぽの会

報告者: 一般社団法人いっぽの会

資金分配団体: 公益財団法人ちばのWA地域づくり基金

実施時期: 2021年 8月～2024年 1月

対象地域: 千葉県

直接的対象グループ:

間接的対象グループ:

## 概要

事業概要
「適切にSOSが出せ、何度でもやり直しができる」ために『社会的養護下の若者の自立支援と、地域・企業との連携、見守り体制づくり』を実施する。アセスメントシート等を活用した生活支援や就労支援を実施し若者の適性に合った就労、暮らしへと繋げる。
中長期アウトカム
①シェアハウスを利用した若者がボランティア、職員との人間関係が構築されており、思いを語り、困難を乗り越える方法（正しくSOSを出す）が身についている。本事業では生活・就労プログラムを受けた若者は困ったときに自ら相談でき、解決していく力がつき、継続された就労、自分らしい生活・暮らしを営んでいる。 ②この事業に参加した社会的養護下の若者があらゆる職業の選択肢の中から自分の適性に合った職業選択ができ、望む生活や就労ができる状態になっている。 ③シェアハウスで暮らす若者が地域全体に深く理解してもらっており、若者への支援の輪が広がることでいっぽの会が若者の自立支援のモデルとなる。 ④本事業が、他地域でもモデルとなる自走可能な仕組みづくりが始められる状態になっている。
短期アウトカム
シェアハウスで暮らす若者が心身共に健康になっている
シェアハウスで暮らす若者が人と関わったり、つながろうとする
シェアハウスで暮らす若者がボランティアや職員との人間関係を構築し、自身について話す頻度が増えている
若者が自己課題を認識し自身に向き合えるようになる。
若者が就労支援、生活支援を受けることで自身の適性を把握できるようになる
若者が生活や就労に対して意欲が向上している

## 事業の背景

(1) 社会課題
子ども支援は児童福祉法を根拠とする制度であり、20歳過ぎ、真の自立の前に支援が途切れてしまい、継続的・安定的な就業に結びつかないことも多い。 さまざまな生きづらさがある若者には、精神的な支えも少なく、人間関係に悩むことも多い。若者支援には、基盤となる地域力が必要である。自助と共助のコミュニティ、そして、地域共生社会の構築と人間力をつけるシステム作りが課題である。
(2) 課題に対する行政等による既存の取組み状況
県でのアフターフォロー事業は相談事業が中心である。「今夜寝る場所がない」といった、今、現に困っている方や寄り添った支援が必要な方には届かず、制度と現実とのギャップを感じる。 国ではすべての児童養護施設や自立援助ホームに、生活支援や就労支援コーディネーターの配置を推奨しているが、千葉県ではようやく配置する事に焦点は充てられたが、困難を有している若者を救済するには現状は追いついていないというのが実際のところである。

## 評価実施体制

内部/外部	評価担当分野	役職等
内部	関係者インタビュー	代表理事
	文献調査	指導員
	文献調査	指導員
	関係者インタビュー、文献調査	指導員
	文献調査	社会福祉法士（てとて）
外部	関係者インタビュー	社会福祉法人ぶるーむ「ぶるーむの風相談室」管理者・相談支援専門員
	関係者インタビュー	自立援助ホーム「南柏」施設長

## 評価実施概要

### 評価実施概要

評価①【解決しようとする社会課題の問題構造を把握できているか】

実施日：2021/8/26

実施方法：

- ・文献調査：「児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除された者の実態把握に関する全国調査【報告書】（令和3年（2021年）3月）  
三菱UFJリサーチ&コンサルティング」
- ・関係者インタビュー：障害者相談支援専門員 吉川英夫氏  
自立援助ホーム「南柏」施設長 山田久美子氏

評価②【事業の対象グループの選定は適切か】

実施日：2021/8/26

実施方法：

- ・文献調査：「児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除された者の実態把握に関する全国調査【報告書】（令和3年（2021年）3月）  
三菱UFJリサーチ&コンサルティング」
- ・関係者インタビュー：障害者相談支援専門員 吉川英夫氏  
自立援助ホーム「南柏」施設長 山田久美子氏

評価③【目標の達成、課題解決の道筋は、手段と目的の関係が成り立っているか】

実施日：2021/8/26

実施方法：

- ・関係者インタビュー：障害者相談支援専門員 吉川英夫氏  
自立援助ホーム「南柏」施設長 山田久美子氏

評価④【計画全体が適切に立てられているか】

実施日：2021/8/26

実施方法：

- ・関係者インタビュー：障害者相談支援専門員 吉川英夫氏  
自立援助ホーム「南柏」施設長 山田久美子氏

### 自己評価の総括

関係者間では課題の把握、取り組みの方向性については、概ね共通の理解を得ることができた。児童養護施設や自立援助ホームの現場では、若者、職員共に不安を感じながら一定の年齢に達すれば、児童福祉法により「退所」させなければならないというジレンマがある。そうして退所せざるを得なかった若者のアフターケアの問題について国もようやく退所児童等を対象に実態調査を行ない、その概要が明らかになってきた。これまでに自立が困難であった理由や原因を分析、明確にし、支援の方法をより掘り下げ、見直す必要がある。支援する側の個人の資質や頑張りには頼るのではなく、持続、継続可能なシステム、事業として機能する仕組みづくりも求められる。今回の事業では、地域の中でのシェアハウスと就労支援を中心にした若者支援を通じた活動に取り組み、検証し、各機関への提言をしていく必要があると考えている。

評価結果の要約

評価要素	評価項目	考察（妥当性）	考察（まとめ）
課題の分析	①特定された課題の妥当性	高い	<p>三菱UFJリサーチ&amp;コンサルティングの報告書によると、自立援助ホーム利用者が退所に向けて不安だったことは①生活費や学費のこと②仕事のこと③住まいのこと。退所した方が現在の暮らしの中で困っていること、不安なことでは①生活費や学費のこと②将来のこと③仕事のこととなり、「住まいと仕事の自立」に大きな不安を抱いたまま生活している事が分かり、本事業で特定した課題の妥当性を裏付けている。</p> <p>また、課題の分析等聞き取りを行った、相談支援員の吉川氏からは、就労に向けては適性検査を実施した方がよいこと、就労が長続きしない方の場合には、勤めていた（退職した）会社の方の話しを聞いた方がよいことなど、若者が自身では気づけないところを客観的に確認することが大切との指摘を頂いた。現計画の具体的な取り組みの中でそれらを活かしていく方向で同意された。同じく自立援助ホームの山田氏は、退所後に関係が切れてしまうのが問題であるとの指摘された。山田氏は自身のホームの子ども達のほぼ全員と連絡が取れる関係を構築され、中でも連絡が取りにくい子の方が、生活等がうまくいっている子であるが、それでも、助けが必要となる時もあるので、その時に「助けて」といえる人と、一時的にでも帰ることができる場所（ケアハウス：対象となる若者の実家的な存在）が必要になるとのこと。前出の「報告書」でも、職員と利用者のコミュニケーションの重要性が指摘された。</p> <p>報告書の内容から、本事業の課題の妥当性が確認された。報告書や関係者のインタビューから、自立援助ホーム退所者が、日々安心感をもった生活を維持するため「シェアハウス」の運営には、いつでも戻ることで「実家」的な役割を担わせるよう心がけることとする。また、就労支援は、障害福祉サービスで確立されたプログラムや支援のパターンがあるので、それらを参考に社会的養護下の若者向けの「プログラム」を構築すべきと考えている。</p>
	②特定された事業対象の妥当性	高い	<p>直接的対象グループについては、対象年齢を何歳までにするかという問題について、インタビューを行った関係者も含めて明確な線引きを決めることができず、今後の課題となったため、妥当性について概ね妥当であると考えられた。間接的对象グループである「行政や福祉施設」「ボランティア」「企業」3つのネットワークについて、相談支援員の吉川氏から、自立が困難な若者には、「発達障害」や「アスペルガー」などの診断を受けている方が多いことから、医師のアドバイスに基づく関わり、対応が必要になってくるため、医療機関との連携が重要であると気づかされた。自立援助ホームの山田氏からは、対象となる若者に対応する職員等は、あまり変わらない方がよく、また、職員が常駐するなど、必ず誰かがケアホームにいることが安心感につながるのとこと、生活支援にあたるボランティアの役割が重要になるとのご意見を頂いた。</p> <p>直接対象グループについては、関係者からも異論は無く、概ね妥当であるといえる。間接対象グループについては、当面、医療関係者を加えれば問題はないが、対象となる若者について、当方では気づかない友人や、支援者などがある場合があるため、若者自身を含め、関係者の話しを詳しく聞きながら、利用者の支援にあたる方に漏れが無いように務めることが重要である。また、ボランティアや企業の方には、対象となる若者の特性や支援の方向性などについて、誤解や相違が生じないよう、丁寧に説明していく必要がある。</p>
事業設計の分析	③事業設計の妥当性	概ね高い	<p>目標達成、課題解決の道筋が成り立っているかについて、吉川氏に次の指摘を頂戴した。①当事者グループでのコミュニティの可能性②卒業した若者を受け入れる仕組みの可能性③就労支援における障害福祉制度の参考や適正検査の導入、発達障害の理解についての提言があった。具体的に③では、柏市あいねっと（生活困窮者の相談窓口）、地域の精神科医療（岡田病院など）との連携の提案があった。また、あらゆる職種選択の可能性や企業を巻き込む設計について、高い評価をいただき、全体の課題達成への道筋、事業設計の妥当性を確認した。</p> <p>山田氏からは、具体的に次の指摘を頂いた。①シェアハウスに専従職員の必要性②困っている若者への周知のために、「来てもらう場、コミュニティ」を多く設ける③プライベート空間とコミュニティ空間の差別化。①②③について現計画の遂行の中で参考意見していくことを確認した。実践して行く中で修正しながら進めていくことを前提に目標達成、課題達成への道筋への評価を頂いた。</p> <p>調査を通じて、お二人から今回の事業設計については概ね妥当であるとされた。発達障害の理解や精神科医の医療との連携については、現計画の中で、主に、勉強会や連携機関、就労支援プログラム等の中で参考にしていくこととする。</p> <p>対象となる若者のニーズが高くなること、また、課題をいくつも抱えていることは、予測できること。「自立や自立支援とは」について、若者当事者、支援者、ボランティア、地域住民とともに考え、実践していくことが大事なことであることを再確認した。多様なプログラム提供、医療連携、必要な社会資源とのネットワーク構築を現計画の中で取り組んでいくことの必要性も改めて重要性があり、参考にしていきたい。</p>
	(④事業計画の妥当性)	概ね高い	<p>「計画全体が適切に立てられているか」と言うことに対して、目的として「社会的養護を経験した若者の自立支援、課題解決に向け、行政や福祉施設、関係機関、地域との連携を図り、若者を地域で育てる社会を目指す」としている中での、「主に行政とは、どこを想定しているか？」という吉川氏からの指摘があった。現段階で、児童相談所と市役所を想定していたが、「他にも連携した方がよい機関があるのではないかと」指摘を受けた。今後、病院のリストアップが必要な機関について整理が必要である。吉川氏からは、好事例のグループホームの話を行った。支援する側、される側の関係を超えて、支援を受ける側が主体的に掃除や食事作りをしていく。そのような関係性や雰囲気作りも大事であること。山田氏からは、事業計画全体を見渡して基本的には網羅されていると思うと評価をいただいた。一方、アウトプットの関しては、「自ら助けてと言える若者がいるかどうか」という懸念意見もいただいた。議論の上、ホームページ等などのSNSの活用も考えていることを確認する。「やっつけていく中で修正していけばよい」とコメントをいただき、現行の事業計画の妥当性を確認した。</p> <p>調査を実施し、お二人から事業全体の計画の妥当性は、一定の評価をいただいた。実践していく中での、連携先、特に行政や医療機関、また、若者の「助けて」をどう拾っていくか。など問題提起もあり、現計画を遂行する中で有効な調査が行われた。</p> <p>事業の計画の妥当性は、高く、今後の活動のキーワードとして「コミュニティ」「場作り」が重要であり、集まる場、交換する場、発信する場、繋がる場の双方向、また、サークルのようなものが大切であることを再確認した。若者支援の中での「コミュニティ」の場を現計画の中でも取り組めるように実施していく。</p>

## 事業計画の確認

### 重要性（評価の5原則）

本事業は社会的養護が必要な若者の自立・自律を支援しており、今後更に「何度でもやり直しができる」環境作りを目的としている。そのため若者の精神的な支えとなりえる人間関係を築いていき、精神的に孤立させないために若者を見守っていく基盤となる地域力の必要性を検証することが評価において特に重要であると関係者間で合意された。

また、自助と共助のコミュニティの場、地域共生社会の構築と人間力をつけるシステムを若者へ提供するためのシェアハウスの運営を3年後も行える体制を維持するために、本事業の必要性を千葉県に対して訴え、働きかけるために本事業内での優先度を組織内において把握する必要があるため、生活支援プログラムや就労支援プログラムの適切性について検証していくことも重要であると関係者間で合意されている。

## 今後の事業にむけて

### 事業実施における留意点

関係機関が多様であり、特に行政関係は、行政界によって所管が異なってしまうなど複雑な関係にあることから、各機関の役割や機能、アプローチの仕方などをきちんと整理し、適切に対応できるように気を付ける必要がある。

国の実態調査などによると、支援する職員の対応や施設の方針によって、子どもたちが戻ってくる施設と、寄り付かない施設にはっきり分かれてしまうようで、児童相談所の一時保護制度も、利用者からは極めて評判が悪い。子どもたち、利用者側だけの視点から判断するのは危険だが、子どもたちの自主性が尊重され難く、窮屈さを感じている事が伺われる。いずれも、事業の真の目的はどこにあるのか、職員は、何のために事業や業務を行っているのかなどのことについて、改めて、児童福祉法や児童憲章などに沿った点検、見直しも必要なのではと感じさせる。それらのことを肝に銘じて、この事業を展開していかなければと考えている。

## 添付資料